

危機管理(学校防災)マニュアル

福山市立西深津小学校

福山市立西深津小学校防災マニュアル（自然災害）

令和6年1月改定

I 「西深津の町と災害」

平成23年3月11日に起きた東日本大震災を初め、平成26年8月の広島市を中心とした豪雨、平成28年の熊本地震、更には、平成30年7月豪雨と甚大な自然災害が発生している。

過去に遡ると、四国沖を震源とする南海地震は、昭和21年発生の際にはその規模が比較的小さかったために福山市では、被害も少なかった。しかし、現在想定される地震の規模はM8.4と太平洋プレート地震予想地帯のどこよりも高い数値となっている。また、地震に伴う津波は、震度に関係なく海底の形状や想定外の規模を持って発生した東日本の津波を考えるなら、福山湾で3m以上と想定されている規模を上回ることも想定できる。

＜想定：福山市で想定される南海トラフ巨大地震の規模はM9.1，最大震度6強，揺れの持続時間4分間，津波の影響が出るまでの時間13分後，津波の最大波到達時間，約4時間30分後津波の最高水位3.3mである。

（添付資料 FUKUYAMA CITY TSUNAMI HAZARD MAP より）

ここ西深津学区においては、西深津学区自主防災会を2000年（平成12年）度に組織した。その目的は、災害が発生した時に、福山市地域防災計画に基づき、学区内において、有機的・効率的な防災活動が展開されるためである。

この活動は、学区全体の取り組みが必要なので、学区町内会連合会を中心に学区内のすべての民主団体等により構成されている。

日常的には、災害に備えて、防災知識の啓発活動を中心に活動をしている状況だが、いつ起きるかわからない災害に備えて、関心を深める努力を継続していかなければならない。最近の活動では、2005年（平成17年）10月23日に、西深津小学校グラウンドを中心に、「防災訓練」を行った。

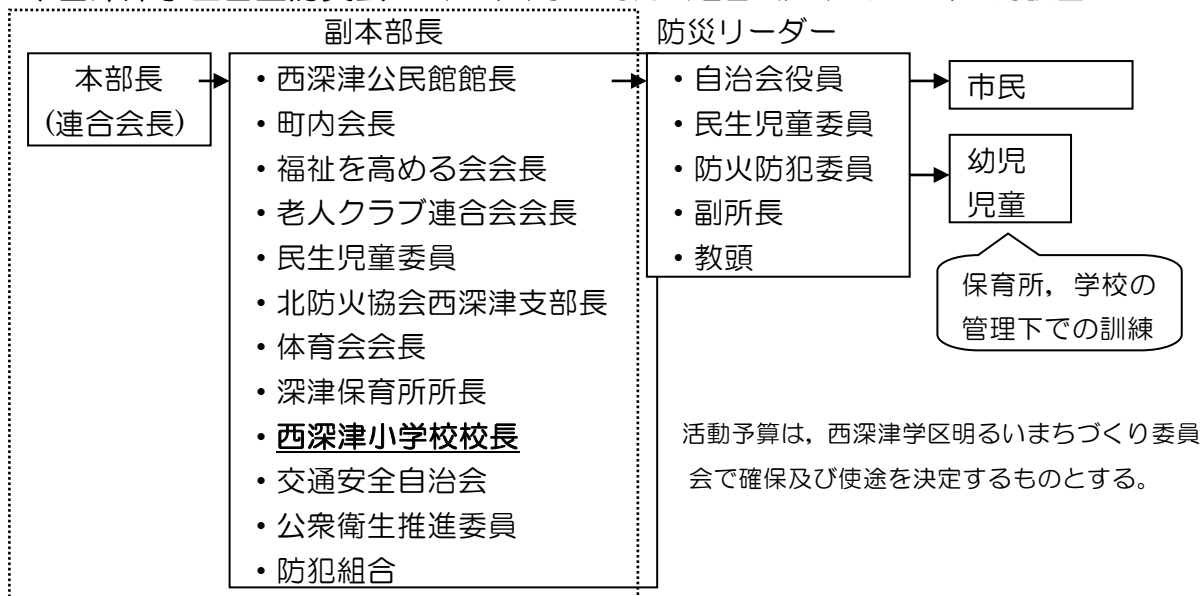
訓練は、大地震発生時における連絡・通報・消火・避難など一連の行動を迅速・確実・統制のもとに推進し、「自分たちの町は自分たちで守る」精神を養い防火防災思想を普及することを目的に行った。学区民挙げて500人が参加した大々的な取り組みは、大きな成果と意義を、そして学区の一致した力を示した。今後とも、地震をはじめ災害に対する知識を、日頃から高め、正しい知識と、予想されている被害について知ることに努め、万全を期していかなければならない。

本マニュアルは、これから起こり得る災害被害を最小限に抑え、児童の安全を確保するために策定するものである。今後、地域自治会との連携を進め、防災訓練や研修等を通して改善を進め、「減災」に努める起点としたいと考える。

Ⅱ 事前の危機管理 『備える』

1 体制の整備

◇西深津学区自主防災会 （西深津学区町内会連合会）平成12年4月設置



◇関係機関

市役所総務課危機管理防災課，福祉課・子育て支援課，福山市教育委員会
福山北消防署，福山東警察署，

連 絡 先	電 話 番 号
東部市民センター	940-2574
危機管理防災課	928-1228
東部市民センター 福祉課 子育て支援課	940-2574
福山市教育委員会	928-1183（学びづくり課）
福山地区消防組合北消防署	923-3993
福山東警察署	927-0110
福山市上下水道局	928-1530

◇西深津小学校 「学校災害対策本部」・校内防災委員会

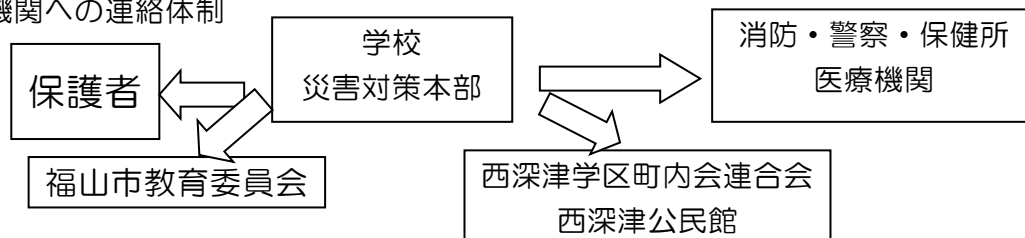
名 称	担 当	主な対応
総括本部 【統括管理者】 【副管理者】	【校長】 【教頭】	・事故・災害の情報収集・とりまとめ ・校内の被災状況把握と応急対策の決定，指示 ・被害状況の把握，避難の実施方法等の決定 ・避難経路の安全性を確認後，避難指示 ・負傷者の救出，不明者の搜索等の指示

		・教育委員会、自治会連合会への連絡調整 ・緊急時持ち出し品の搬出・保管 ・記録日誌・報告書の作成 ・報道機関への対応 ・学校再開に向けた対応 ・引き渡し場所の指定 ・関係者及び関係機関との連絡 ・〔学校事故発生時のみ〕教職員、児童への聞き取り、被害児童生徒の保護者など個別の窓口 ・PTA との連絡調整 ・保護者会の開催 など
児童対応班 【統括者】 学年主任	各担任 介助員 非常勤講師	・児童の安全を確保し、的確に指示する。 ・児童の負傷状況の把握、行方不明者の確認 ・本部への報告 ・人員確認 ・保護者への連絡 ・安全な避難経路での避難指示・誘導 ・下校指導及び学校待機児童生徒の掌握・記録 ・保護者等の身元確認、児童生徒の引き渡しなど
情報収集班 【統括者】専科	専科 事務職員	・地震・津波・大雨・台風等の予報・キキクル、市の避難情報、災害の前兆現象の把握等の情報収集 ・本部との連絡、報告 など
避難誘導救護班 【統括者】 養護教諭	養護教諭 事務職員	・児童対応教員の支援、被害状況等の聞き取り ・本部との連絡、報告 ・救助を必要とする者の確認及び、応急手当の実施 ・医療機関への連絡 ・心のケア など
安全点検・消火班 【統括者】 保健主事	生活健康安 全部	・初期消火 ・避難、救助活動等の支援（避難器具の設定、操作） ・施設・設備の被害状況の確認 ・校内建物の安全点検・管理（日常点検は全員） ・近隣の危険個所の巡視 ・二次被害の防止 など
避難所協力班 【統括者】 生活安全部部長 ※本校に避難所が開設された場合のみ	全職員	・市町村及び〇〇地域自主防災組織と連携した避難所の運営支援 ・避難所での避難、救助活動等の支援 ・避難者の名簿作成 ・緊急物資の受け入れと管理 ・ボランティアの受け入れ など

全ての教職員は、上記の役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応をとることが出来るよう、研修・訓練を通じてその役割を習熟しておく。

また、不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは、対策本部の調整に基づき、上記の役割分担を変更することがある。このため、すべての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

◇関係機関への連絡体制



＜保護者＞

※緊急連絡方法により、確実に連絡できるよう、平素から確認しておく（電話・メール配信など）

【教育推進計画に記載している既存の取組み】

2 点検

- 校内安全点検 1回/月
- 地域内防災施設点検 1回/年
- 通学路、下校指導での安全確認 1回/学期

3 避難訓練、通報訓練

＜児童、職員対象＞

- 地震・津波避難訓練
- 火災・通報避難訓練
- 不審者対応避難訓練

＜保護者、地域、職員対象＞

- 連絡網訓練
- 児童引き渡し訓練

4 教職員研修等

- 避難訓練関連 災害対応確認、避難経路確認
- 危機管理マニュアル関連 事件、事案対応
- 情報伝達訓練
- 資機材の確認訓練

5 地域との合同防災訓練

- 児童・保護者へ避難訓練の参加を呼び掛ける
- 児童・保護者へパンフレットなどを配付する

6 安全教育・防災教育

＜児童対象＞

- 災害時における安全の確保及び防災対応能力育成のための防災上必要な安全教育
- 自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育の充実

＜職員対象＞

- 応急処置
- カウンセリング等の技術の向上
- 防災対応能力を高める内容
- ＜児童・職員・保護者対象＞
- 災害に関する専門的知識
 - ア. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - イ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ. 地震及び津波に関する一般的な知識
 - エ. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - オ. 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - カ. 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - キ. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に教職員等が果たすべき役割
 - ク. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ケ. 今後地震対策として取り組む必要のある課題
 - コ. その他必要と認める事項

○南海トラフ巨大地震に関する知識

南海トラフ地震 臨時情報 （調査中）	南海トラフの想定震源及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード（以下「M」という）6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す。（気象庁から発表される）
南海トラフ地震 臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。
南海トラフ地震 臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50Kmまでの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。
南海トラフ地震 臨時情報 （調査終了）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれも満たさなかった場合、その旨を示す。

- ・「南海トラフ巨大地震臨時情報が発表されたら なにをすればいいの？」

地震発生から 最短 2 時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2 時間程度	・ 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	・ 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 
1 週間 (※)	・ 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
2 週間	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

- (HP 「内閣府防災情報 南海トラフ巨大地震臨時情報が発表されたら！
4 南海トラフ巨大地震臨時情報が発表されたら なにをすればいいの？」より)

7 全施設の管理又は運営に関する対策

- 工作物(遊具など)について、地震・津波・後発地震に備えて、安全確保上実施すべき措置(点検・修理依頼など)を行う。工事実施中は原則として、中断の措置を講ずる。特別の必要により補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に特に配慮する。
- 電気、ガス(高圧ガスを含む)、危険薬品、アルコール、石油その他の危険物について、災害発生時は使用を停止する。可能な範囲で安全な場所へ移動する。
(必要な緊急点検、巡視の実施等を含む)
- 地震後の施設の緊急点検・巡視を行う。
 - ・ 校舎等のヒビ・落下の危険性・避難経路の安全等を確保する。
 - ・ 時間的に可能な場合、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

8 主な情報及び収集方法

次の情報機器を、常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

収集する情報	情報	収集方法
防災 気象情報	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
	洪水予報、水位到達情報、洪水キキクル	市町村からのFAX、インターネット(情報提供機関のウェブサイト)、緊急速報メール

	土砂災害警戒情報， 土砂キキクル	テレビ，ラジオ，インターネット，緊急速報メール
	避難準備・高齢者等 避難開始避難勧告 避難指示（緊急）	テレビ，ラジオ，インターネット（市町村のウェブサイト），防災行政無線，エリアメール，緊急速報メール，サイレン，広報車，パトロール，消防団の声掛け
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視（但し，安全に配慮して危険な場所に近づかないよう，施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土 砂災害の前兆現象	施設職員による目視（但し，安全に配慮して危険な場所に近づかないよう，施設内から実施）

※災害により電話・インターネット等の通信が途絶した場合，携帯電話などの通信機器やテレビ・ラジオ等の活用ができるよう多種の準備をしておく。

※学校や校区の実態を知るためには，

- ・県防災ポータル 土砂災害・浸水被害・高潮警戒地域を検索
- ・福山市 HP 揺れやすさマップ（南海トラフ巨大地震を検索）
- ・揺れやすさマップ（長者ヶ原断層－芳井断層の地震を検索）ため池決壊による危害の有無(2022/06/01 防災重点 ため池のハザードマップ検索)

※避難に必要な情報としてキキクル（危険度分布）も活用する

キキクルの活用により，警戒レベル 3：高齢者等避難発令より前に，避難を開始する。

- ・土砂キキクル（赤：警戒）で避難開始
- ・洪水キキクル（赤：警戒）で避難開始
- ・洪水キキクル（蓮池川ハッチ表示）支川の氾濫（湛水型内水氾濫）に警戒で避難開始
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で安全な場所に移動開始
（黄：注意）周囲より低い場所の道路の冠水など
（赤：警戒）側溝や下水が溢れて道路が冠水してもおかしくない状況
（気象庁HP 使おう！キキクル 特設ページ より
「使おう！キキクル」リーフレット[PDF形式：5.77MB]参照）

Ⅲ 災害発生時の危機管理 『命を守る』 地震発生・津波警報

1 地震の発生・学校管理下

(1) 地震発生時

場 所	教職員の指示・指導◇教職員	児童の行動
普通教室	「机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい。」 ◇出入口の確保、電源等確認	・身の安全を、机の下で守る。 ・部屋の中央により、姿勢を低くして、頭部や上半身を保護する。
特別教室 ○理科室 ○音楽室 ○図工室 ○家庭課室 ○パソコン室 ○図書室	「机の下にもぐりなさい。」 ・薬品から離れなさい。 ・棚や、窓から離れなさい。 ・ピアノから離れなさい。 ・本棚から離れなさい。 ◇転倒防止金具の設置	・アルコールランプ等の火を消す。 ・実験用具の棚から、離れる。 ・食器棚から離れる。
体育館	「体育の器具や窓から離れなさい。」 「頭を守って姿勢を低くしなさい。」 ◇出入口の確保	・安全な場所に集まる。 ・照明等の下、ステージ近くは避けて集まる。
校庭、遊具	「校舎やフェンスや遊具などから離れて、姿勢を低くしなさい。」	できるだけ広い所に集まり、姿勢を低くする。
廊下・階段	「しゃがんで、頭を守りなさい。」	近くの教室に入り、机の下にもぐる。
水泳指導中	「プールの端に移動し、ふちをつかみなさい。」	すぐに水から、出したり、移動させたりしない。
校外活動中	・状況把握と的確な指示 倒壊物、落下物への注意、指示 乗り物乗車中は乗務員の指示に、施設利用時は係員の指示に従う。	・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する。 ・パニックを起こさぬよう、声かけをし、安心させる。

＊教職員の配慮事項

- ①的確な指示 ②人数確認 ③負傷者への応急処置
④声かけをして安心させる ⑤余震、二次災害への対応

(2) 揺れがおさまったら

揺れが収まったら、津波を想定して、できるだけ高い場所（屋上）にすぐに避難する。海岸部では、速くて3分ほどで第1波がやってくる。

南海大地震では、3時間後に福山にやってくる予測である。

場 所	対 応
○学校施設内	・教職員の指示により，校庭の集合場所へ避難する。 ・落下物とガラス破片に注意しながら，避難する。
○登下校中	・現在地から，一番近い高台へ走って避難する。 ＊緊急避難場所になっている高台の確認。保護者と児童が共通認識を持っておくこと。 ・自転車等は，道の傍らに置いて，走って逃げる。

(3) 緊急地震速報に対応する訓練

緊急地震速報の音源を利用し，直後にやってくる大きな揺れに対して「落ちてこない，倒れてこない，移動してこない」場所に身を寄せる訓練を併せて行う。

(4) 保護者への引き渡し

震度5以上では，学校待機

震度4以下では，下校路の安全確認後に集団下校

(引き渡しの詳細については後述)

2 地震発生・管理外

(1) 地震発生時

場 所	行 動	児童の行動
家にいる時	「テーブルや机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして，机の脚をつかみなさい。」 ◇棚などから，はなれよう。 ◇寝ている時には枕などで頭を守ろう。 ＜揺れがおさまって＞ ◇火の始末をする。 ◇逃げ道を作ろう。 ◇コンセントからコードを抜く。テンプールを切る。	・身の安全を机の下で守る。 ・部屋の中央により，姿勢を低くして，頭部や上半身を保護する。
外出している時	◇隠れられる物の下にもぐる。 ◇落ちてくる物がない場所に動く。 ◇広い場所に移動する。 ◇車道に飛び出さない。 ○電車，バス ○スーパー，デパート ○映画館，劇場，地下街 ○公園	・できるだけ早く危険なものから離れる。 ・上からものが落ちてこない広い場所へ逃げる。 ・乗務員や職員の指示を守る。

※ 家族会議で確認しよう。

- ① 避難場所を確認
- ② 自分の家の危険度を確認
- ③ 家族の避難を手伝えるようにしておこう。
- ④ 非常持ち出し品を確認する。

(2) 揺れがおさまったら

場 所	行 動
家にいる時	道路や建物の損壊状況に注意しながら、すぐに高台へ避難する。(持ち出し袋、避難場所の確認を日頃からしておく。)
外出している時	道路や建物の損壊状況に注意しながら、すぐに高台へ避難する。特に海岸や港、浜で遊んでいたらすぐに海岸線から離れる。

*大きな地震の後は、とにかく高台へ自分で逃げる。

*自分からまわりの友達や大人と声を掛けながら、逃げる。

※強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜、池や川から離れ、急いで安全な場所に避難すること。揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、津波や津波後の支川へのバックウオーターによる氾濫の可能性に注意し、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

3 津波被害を想定した避難

- ◇素早い情報収集 テレビ放送、インターネット、福山市からのメール配信等、行政無線等
- ◇臨機応変の判断と避難 想定を超える規模、正常化の偏見(根拠なく過小評価し安心してしまう傾向を持ち合わせていること)
- ◇地域と連携した避難 二次対応は、災害の被害状況(道路の破損、液状化、土砂崩れ等)を考慮し、地域と共に避難する。

(1) 管理下での二次対応

<「校庭の避難場所への移動」>

- ① 校舎内(トイレ、教室、体育館)に児童が残っていないか。
- ② 出席簿、引き渡し簿の入っている緊急持ち出し袋を持って集合場所へ移動する。
※持ち出し袋(救急セット、三角巾、衛生水、引き渡し先名簿一覧表、出席簿、トランシーバー)

- ③ 校庭で児童の人数を確認する。
- ④ 声をかけて落ち着かせる。
- ⑤ 負傷者の確認と応急手当

<「二次災害を予想した避難」◆揺れの程度による判断、津波警報の発令◆>

- ⑥ 迅速に、安全に屋上への避難をする。
- ⑦ 関係機関への連絡を行う。

(2) 管理外

＜在宅確認，安否確認＞

① 児童及び家族の安否，けがの有無
② 被災状況 ・ 児童の様子 ・ 困っていることや不足している物資
③ 居場所（避難先）
④ 今後の連絡先，連絡方法

＜職員の参集体制と安否確認＞

参集体制	学区内震度	安否確認	児童在宅時の確認 電話 ○ 電話 ×		登下校時
第 4 次参集	6 弱以上	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をた どって確認
第 3 次参集	震度 5 強 震度 5 弱				
第 2 次参集	震度 4 被害あり	×	行わない		行わない
第 1 次参集	震度 4				

第1次参集（警戒体制）（福山市）第1非常配備

第2次参集（厳重警戒体制）第2非常配備

第3次参集（災害対策本部設置）第3非常配置

第4次参集（避難所支援班の設置）第4非常配置

※食料，防災用品等は，学校が緊急避難場所として行政開設された場合，福山市の担当職員が，災害対策本部に連絡し，配給される。

※安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については，原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし，自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

4 引き渡しと待機

(1) 引き渡しの判断

震度5(弱)以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。(高台へ避難した場合は避難場所で待機させる)時間がかかっても，保護者が引き取りに来るまで，学校で保護しておく。
震度4以下	原則として集団下校させる。交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合，事前に保護者から届けがある場合は，学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。

※ 大雨，洪水，高潮等の警報下では，待機となります。

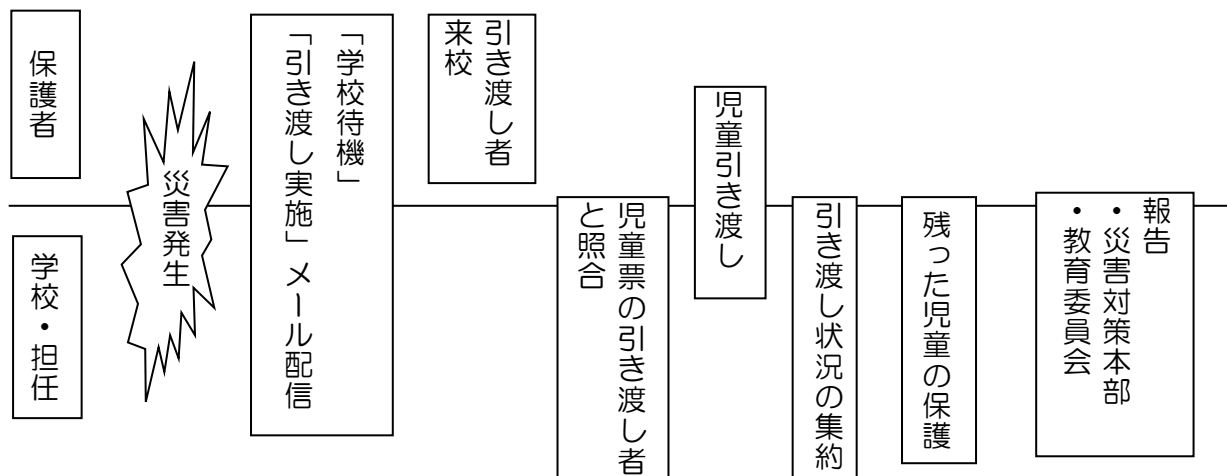
大雨，洪水，高潮等の注意報下では，集団下校となります。

※ 不審者事案，殺人事件等の重大事件が近隣で発生した場合，学校待機となる場合があります。

(2) 学校待機での配慮

- 待機が長時間に及ぶことが考えられるので、
 - ・ 不安を取り除く
 - ・ 地域の方々と連携して、安全確保を行う。

(3) 引き渡し手順



※ 西深津学区災害対策本部の管理下になり、人数報告、食料確保、防災用品確保等も、東部市民センター（災害対策本部）への連絡が必要となる。

※ 学校の管理下での引き渡しは、教育委員会学びづくり課への報告が必要になる。

Ⅳ 事後の危機管理

『立て直す』

1 避難所協力

避難所の運営	留意事項
防災担当職員の参集 学校災害対策本部の設置 避難所支援班の設置	・ 自治会連合会長、公民館長との協力体制の確立 ・ 本部（職員室）体育館（避難所）に設置 ・ 支援班（職員）の役割分担
避難所運営組織作りへの支援	・ 運営本部長（連合会長）との連携 ・ 班編成（自治会主導）への支援 ・ 避難所生活の基本ルールについての支援
施設等開放区域の明示	・ 校長室、職員室、保健室、理科室は開放しない。 ・ 優先順位（体育館、教室） ・ 緊急車両等の駐車スペース確保、南門の常時開放
避難者名簿づくり	・ 入所時に記入 ・ 名簿作成、更新等の支援
避難者の誘導	・ 担当者による誘導（自治会本部） ・ 避難者の自家用車の乗り入れはしない。
救援物資の調達配給	・ 配給係、調達係の設置（自治会） ・ 福山市対策本部への要請（食料、医療品他） ・ 配給経路、運搬車の把握
衛生環境の整備	・ ごみ収集場所の管理（仮設トイレの設置）

	・調理場所（家庭科室）の衛生管理
仮設テントの設置	緊急車両の進入経路と重複しない所
ボランティアの受け入れ	・専門ボランティアのコーディネーターに依頼 ・活動拠点（理科室）の設置 ・災害ボランティアセンター（市）との連携
炊き出しへの協力	・使用可能な調理器具の貸し出し ・献立，衛生管理の支援
情報連絡活動	・緊急電話の設置依頼 ・メディア，掲示版による情報収集と掲示
自主防災組織への移行	・避難所の運営が避難住民の自治組織に移行した場合は，教職員は側面からの支援を行う。

V 関連事項

1 風水害，土砂災害への対応（台風接近時の対応について参照）

（1）風水害への対応

- ① 翌日あるいは，早朝に暴風圏内に入ることが予想された場合
教育委員会，小・中校長会，学区での判断により → 臨時休業
- ② 午前6時の段階での判断
警報発令 → 臨時休業

（2）土砂災害への対応

がけ崩れ，地滑り，土石流いずれの危険箇所でも災害が発生した場合は，天候と併せて判断する。次の点を配慮する。
○登下校路の危険箇所 ○川の水位 ○用水路の水位

（3）高潮への対応

警報が発令された段階で，児童の安全確保を優先する。学校からの緊急連絡網で自宅待機，学校待機の後，集団で見守りながら登下校をする。

Ⅵ 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の学校における避難確保計画

(1) 計画の目的

・水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(2) 自衛水防の組織と任務分担

・自衛水防組織として校長（園長）を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を指定する。

係別	任務内容
統括管理者 （校長）	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報連絡班	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。保護者への伝達手段の確認・保護者への連絡 等
避難誘導班	児童生徒の避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(3) 洪水・土砂災害時の防災体制

体 制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
非常体制	・土砂災害警戒情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示（緊急）発令 ・避難勧告又は避難指示（緊急）発令 ・大雨特別警報発表 ・洪水キキクル（紫：危険） ・蓮池川氾濫危険情報発表 ・危険の前兆を確認 ・避難がかえって危険と判断の場合、より安全な場所に移動する安全確保措置をとる	児童生徒・教職員等の避難誘導	避難誘導班
警戒体制	・大雨警報（土砂災害）発表 その後も降雨が見込まれる場合 ・洪水キキクル（赤：警戒） ・洪水キキクル（蓮池川ハッチ表示） ・洪水警報発表 ・蓮池川氾濫警戒情報発表 ・高齢者等避難開始	情報収集、資器材準備 (学校外へ避難の場合：児童生徒、教職員等の避難誘導)	情報連絡班 (避難誘導班)
注意体制	・洪水キキクル（黄：注意） ・大雨注意報発表 ・実況または予報で大雨警報の基準に到達 ・洪水注意報発表 ・蓮池川氾濫注意情報発表 ・施設周辺の浸水状況	情報収集、関係職員招集…	情報連絡班

（４）洪水・土砂災害時の避難誘導（避難場所・経路、避難誘導方法）

①避難場所・経路

- ・避難場所・避難経路に定めるとおり。（校舎の２階以上避難）

※学校外の施設等に避難をする場合の避難場所・避難経路も必要に応じて記載

②避難誘導方法

<校内>

- ・避難誘導班を中心にして、全教職員で行う。

<学校外の避難場所に誘導する場合>

- ・避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
- ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする。

（５）洪水・土砂災害に備えての準備品

- ・洪水に備え、次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集 伝達	ラジオ，携帯電話，タブレット，名簿（児童生徒，職員等）
避難誘導	携帯電話，携帯用拡声器，懐中電灯，電池式照明器具，電池，マスタークー等

（６）洪水・土砂災害対策に係る職員の教育及び訓練

	予定実施月	内容
職 員	4月，10月 （年2回）	（１）洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 （２）情報収集・伝達に係る訓練 （３）避難誘導に係る訓練（避難訓練） （保護者への引き渡し訓練）

V 津波災害警戒区域内の学校における避難確保計画

（１）計画の目的

水防法第15条の3第1項，津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づき，津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

（２）防災組織と任務分担

- ・校長（園長）を統括管理者とし，次の任務分担により防災組織を別表1のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者 （校長）	防災組織の各係員に対し，指揮，命令を行う。避難状況の把握を行う。防災組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。

	・緊急時持ち出し品の搬出・保管・地域災害対策本部との連絡調整
情報連絡班	地震及び、津波発生時における浸水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。校内放送等による情報伝達、保護者への伝達手段の確認・保護者への連絡 等
避難誘導班	児童生徒の避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。避難完了の確認

(3) 防災体制

※ 強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

＜津波到達時間が長い場合＞

体 制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
非常体制	・市内で震度 6 弱以上を観測 ・市内で震度 5 を観測し、相当規模の被害発生 ・広島県に特別警報（大津波警報発表）、津波警報発表かつ甚大な被害が発生したことが予想される時 ・<u>西深津地区に避難勧告又は避難指示（緊急）発令</u>	児童生徒・教職員等の避難誘導 (校舎上階への避難, 学校外へ避難を判断)	避難誘導班
警戒体制	・市内で震度 5 弱・強を観測 ・市内で震度 4 を観測し、相当規模の被害発生	情報収集、資器材準備 保護者等への事前連絡 地域への事前協力依頼	情報連絡班 (避難誘導班)
注意体制	・市内で震度 4 を観測 ・広島県に津波注意報発表	情報収集、関係職員招集…	情報連絡班

※市町村の避難指示の発令が間に合わない場合もあるため、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、警報や避難指示を待たずに、速やかに避難する。

※避難等の判断は、地域の災害想定、児童生徒の状況等に応じて校長が行う。

※時間的に可能な場合、プレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

※保護者との連絡方法を平時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期す。

(4) 地震及び津波発生時の避難誘導（避難場所・経路、避難誘導方法）

①避難場所・経路

＜地震発生時＞

・**別表 2**の避難場所・避難経路に定めるとおり。

＜津波による浸水が予想される時＞

・**別表 3**の避難場所・避難経路に定めるとおり。（南校舎の屋上避難）

※学校外の施設等に避難をする場合の避難場所・避難経路も必要に応じて記載**別表 4**

②避難誘導方法

＜校内＞

・避難誘導班を中心にして、全教職員で行う。

＜学校外の避難場所に誘導する場合＞

- ・避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
- ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする。

(5) 地震及び、津波浸水に備えての準備品

- ・地震及び、津波浸水に備え、次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材（例）
情報収集・伝達	ラジオ，携帯電話，タブレット，懐中電灯，電池，携帯電話用バッテリー等
避難誘導	名簿（児童生徒，職員等），マスターキー，携帯電話，懐中電灯，携帯用拡声器，電池式照明器具，電池，携帯電話バッテリー，（ライフジャケット）等

(6) 地震及び、津波災害対策に係る職員の教育及び訓練

	予定実施月	内容
職 員	4，6月	(1) 地震及び、津波予報等及び浸水時の避難に係る研修 (2) 情報収集・伝達に係る訓練 (3) 避難誘導に係る訓練（避難訓練） （保護者への引き渡し訓練）
防災組織	4月	

※児童生徒への防災教育については、別紙様式「学校安全計画」のとおりとする。

※児童生徒・教職員の避難訓練については、別紙様式「年間避難訓練実施計画書」のとおりとする。

＜参考＞国土交通省：要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）

別表 1

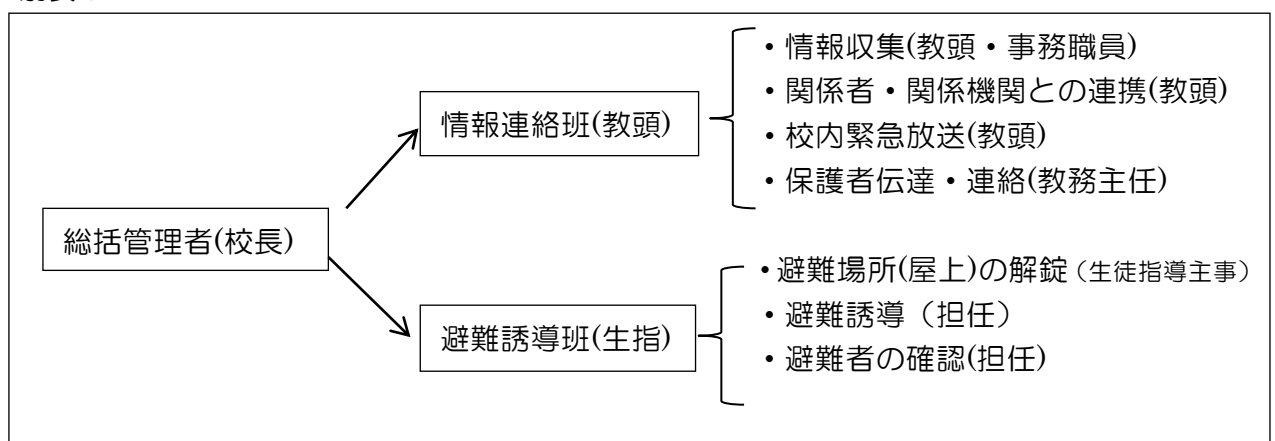
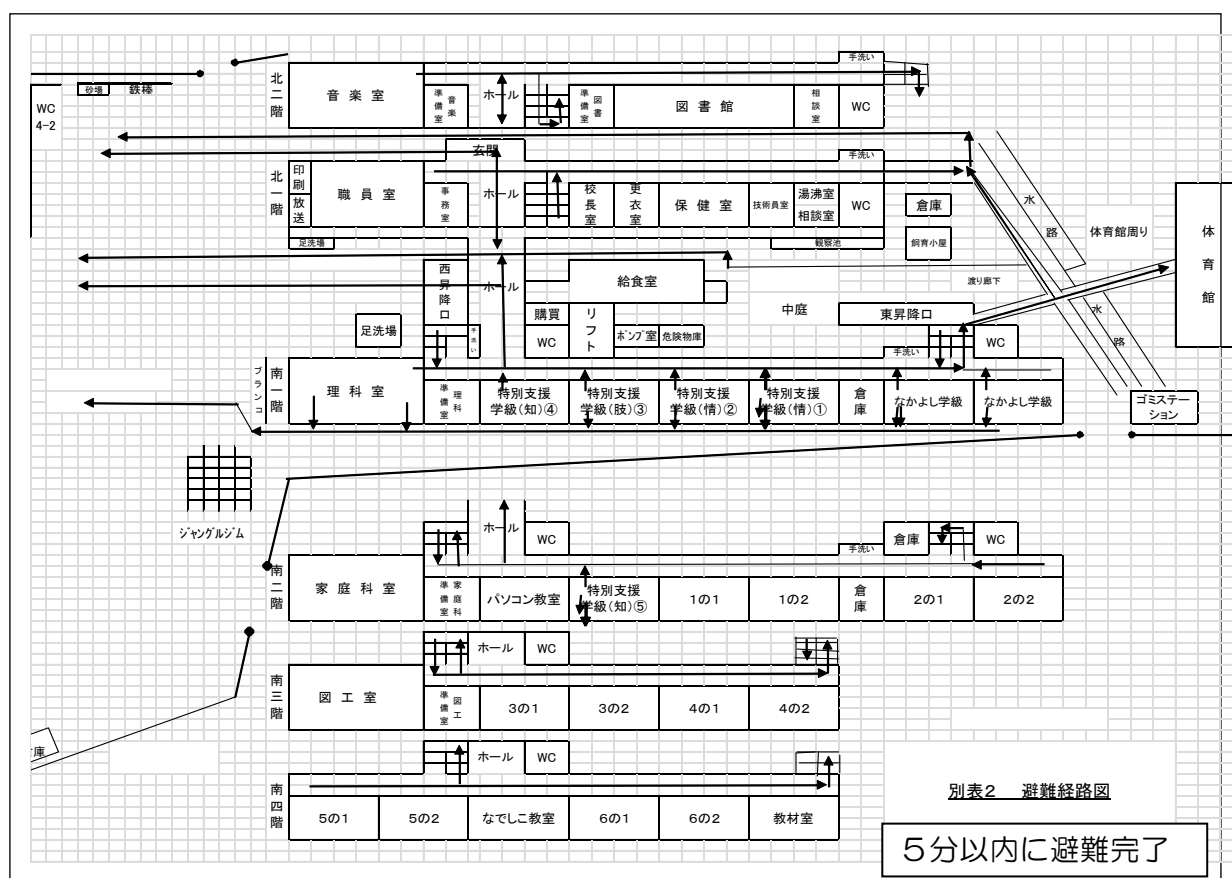
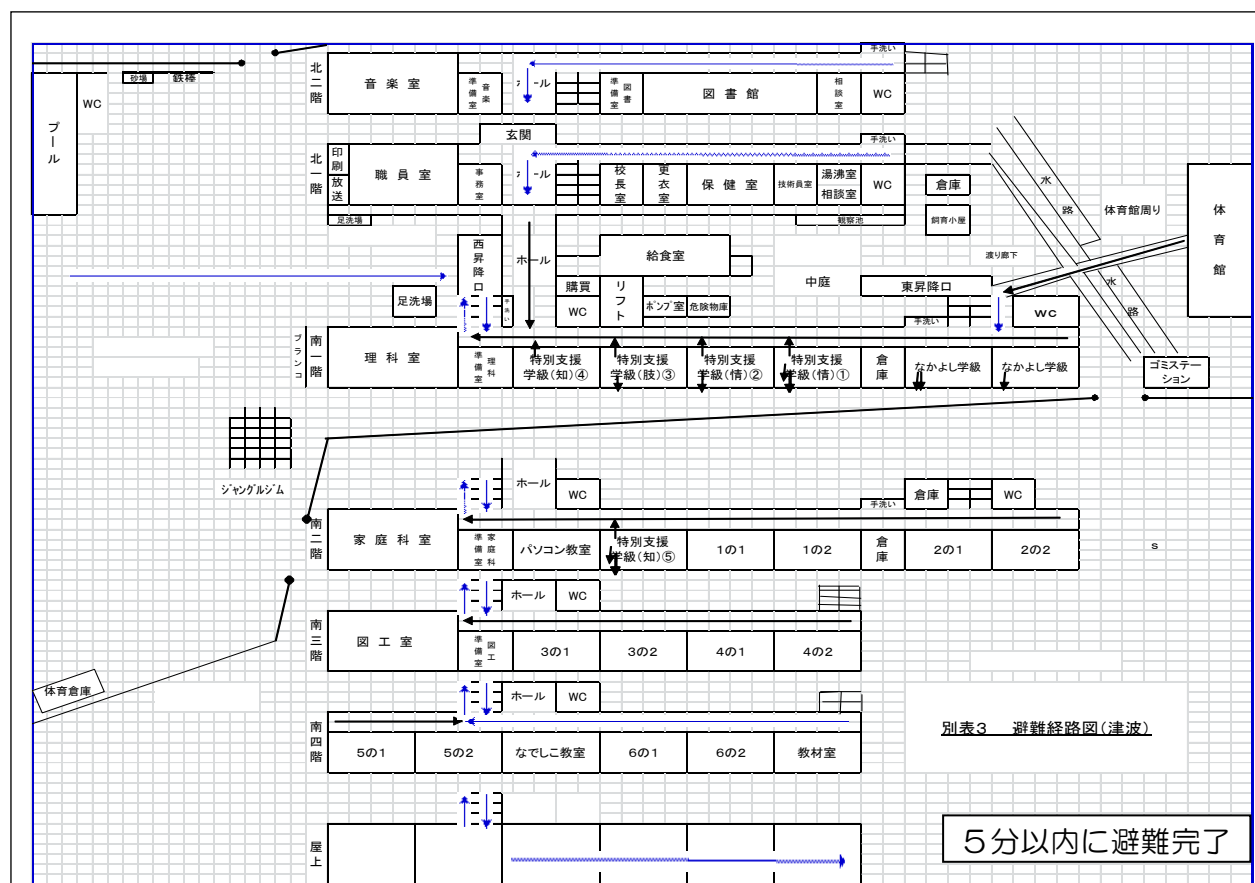


表2 地震時における避難経路



別表3 津波発生における避難経路（南舎屋上への避難）



北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

見出しのことについて、文部科学省及び県・市教育委員会から通知がありました。

つきましては、現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮による弾道ミサイル等が、万が一、日本の領域内に落下する可能性も考慮し、次のように取組みを行います。

1 Jアラート（対象地域に広島県が含まれる場合）等を通じて弾道ミサイル発射に係る緊急情報が発信された場合

○教育委員会と協議の上、臨時休業や登校時間の変更を行う。

○学校始業前において当該情報が発信された場合。

- ・登校前の場合は、通学の安全が確保されるまで自宅待機とする。
- ・自宅待機の解除については、連絡網で各家庭に連絡する。
- ・登下校中又はすでに登校している場合は、以下の「行動例」に沿った行動をとる。

2 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例

○Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合

【屋外にいる場合】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【自動車の車内にいる場合】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがいない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

○ミサイルが着弾した場合の行動例

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

※ Jアラート（全国瞬時警報システム）